

シ后々ニ海軍ニ於ケル事進ノ紛糾ノ虞レ 今後ノ交渉ニ注シ以テ
 予等ノ解決スル極限ナリ
 右五甲(四)根ハ也

要・本・書

- 一 伊藤氏ノ解雇ヲ取消スニト
 - 二 今後絶對ニ解雇ニサハスニト
 - 三 萬一解雇スル場合ハ月給ノ六ヶ月分ヲ支給スニト
 - 四 組合加入自由ヲ認ムルニト
 - 五 年費非員刊金額支給ノ下
- 昭和六年三月三十日 東東快報 発行部

6. 4. 8
 2335

内務大臣 兼 逓信大臣
 社会局長 官殿

使用部
 等議案加着
 関係労働組合

東京日々新聞漢字出張所(配達) 配達夫等ノ紙代掲載並ニ要求書提出ノ件
 管下漢字運水伝馬九四東京日々新聞出張所(配達) 経営者松村清吉方新設配達人
 山田清外ハ及ハ容月三十一日待遇改善ノ要求書ヲ提出シタルニ其回答ヲ待タスレ
 テ紙ニ集合セル紙代百八十二圓三十二銭ヲ揚考途途セルカ今日又如何シモ芝高輪
 筆墨者ニテ松村目下収割中ナルル其意固経道等左ノ通リ

経営者松村ハ従来十一名ノ配達夫ヲ使用甚量中ニアリシカ容月三十日二名ヲ不具
 ハナルモノトシテ辭職シタルニ據リ又名中ノ
 山田 清 坂中 滿 植口 善 荒井 敏 文 松田 松 義 茂 木 山 幸
 ハ六名ハ翌三十一日ニ至リ安如

東 東 書